

# 南知多ごみ減量化通信

～ 第 3 号 ～

令和2年8月



今回は、皆様からいただいたご質問、ご意見に、Q&A形式（Q：質問、A：回答）でお答えします。この他、皆さんにお知らせしたいこと、疑問に思われているのではないかとということもあわせてお伝えします。

## 可燃用の指定ごみ袋について

**Q 新しい有料の指定ごみ袋（可燃用）は、いつから販売されるか。**

A 令和3年2月から、指定ごみ袋取扱店で販売します。取扱店では、新しい可燃用、プラスチック製容器包装用指定ごみ袋を販売します。これまでと同じミックスペーパー用の指定ごみ袋も販売します。

**Q 新しい有料の指定ごみ袋は、どこで買えるのか。**

A 南知多町が指定する取扱店で購入できます。指定ごみ袋取扱店は、あらかじめ募集し決定しますので、決まり次第、町広報や町公式ホームページなどでお知らせします。

**Q 指定ごみ袋の取扱店は変わるのか。**

A 有料の指定ごみ袋を取扱うということは、手数料を扱うこととなりますので、改めて取扱店を募集します。このため、これまで取り扱っていた店と変わることがあります。

**Q 取扱店の募集は、いつからどうやってやるのか。**

A 令和2年9月から広報などでお知らせし、募集を開始、10月中旬までに申請

してもらいます。その後、町が確認・審査を行い、店と町が契約します。

**Q 現在の指定ごみ袋は、有料化後も使用できるのか。**

A 現在の指定ごみ袋のうち、可燃用（黄色）の袋は、令和3年4月以降は使用できなくなります。できる限り余らないよう、計画的なご購入をお願いします。

**Q 使い残った可燃用（黄色）の指定ごみ袋は、どうすればよいか。**

A 有料化後に残ってしまった現在の指定ごみ袋（可燃用、黄色）は、令和3年5月以降に払戻を予定しています。払戻予定価格は、次のとおりです。  
10枚入り1セットあたり 45ℓ：120円、30ℓ：90円、15ℓ：50円  
なお、払戻期間や場所については、決まり次第、広報などでお知らせします。

令和3年	2月	3月	4月	5月以降
現在の可燃用（黄色）	販売中	販売終了	—	払戻
新しい可燃用（ピンク）	販売開始	⇒		
プラスチック製容器包装（薄い緑）				
ミックスペーパー（半透明）	販売継続			

## ミックスペーパーについて

**Q ミックスペーパーの指定ごみ袋は、変わるのか。**

A ミックスペーパーの指定ごみ袋は、有料化の対象ではないので、これまでと変わりません。引き続き、ご利用ください。

## プラスチック製容器包装について

**Q プラスチック製容器包装の出し方は。**

A 新しいプラスチック製容器包装用の指定ごみ袋（薄い緑色）を販売しますので、これに入れて出してください。ミックスペーパーと同じ曜日、同じ集積所で、週に1回、出せるように調整中です。

**Q 新しいプラスチック製容器包装用の指定ごみ袋の販売価格は。**

A 新しいプラスチック製容器包装用の指定ごみ袋は、有料化の対象ではありません。

せん。ミックスペーパーと同じ取り扱いとなり、取扱店が販売価格を決めます。このため、販売価格をお示しすることができませんが、ミックスペーパーと同程度と思います。

**Q マヨネーズやケチャップなど汚れの取りにくいものは、可燃ごみに出してよいか。**

A 初めから可燃ごみにするのではなく、洗ったうえで判断してください。洗っても汚れの取り切れなかったものは、可燃ごみに出しましょう。

**Q 分別する際、食品を包んでいるラップなどに値札シールが貼ってある場合はすべてはがして捨てたほうがいいですか。**

A 汚れていないときは、できるだけ、はがしてください。はがしきれないときは、そのままプラスチック製容器包装として出してください。

**Q プラスチック製品とプラスチック製容器包装との違いがわからない。**

A プラスチック製品のうち、「プラマークが付いているもの」が容器包装です。



**Q 容器包装ではないプラスチック製品は、資源に出せないのか。**

A 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、容器、包装を資源化の対象とするものです。このため、プラスチック製品であっても、容器包装ではないものは、プラスチック製容器包装には出せません。プラスチック製品の資源化を促進する動きもありますので、将来的には、新たな取り組みが始まることは考えられます。

## 刈草・剪定枝について

**Q 刈草・剪定枝の出し方は変わるのか。**

A 令和3年4月以降、直接クリーンセンターに持ち込む場合、刈草・剪定枝を集積する場所を指定しますので、指定場所に運んでもらいます。袋に入れたり、縛る必要はありません。指定場所で、袋から出す、あるいはひもを外してもらいます。

家庭から出る刈草・剪定枝（家庭系）でクリーンセンターに直接持ち込む場合は、資源化するため無料です。

事業で出る刈草・剪定枝（事業系）は、有料で、10kgにつき 200 円が必要です。

**Q これまで、地域の集積所に刈草・剪定枝を出すことができたが、出し方は変わるのか。**

A これまで、草は可燃用の指定ごみ袋に入れていました。枝（太さ 5 cm以下、長さ 70 cm以下）は、袋に入れるか、ひもで縛って出していました。令和 3 年 4 月以降も、集積所に出すことはできません。集積所に出された刈草・剪定枝は、可燃ごみと一緒に回収され焼却されます。有料の指定ごみ袋に入れるか、枝を束ねるのであれば、束ねた枝に 45ℓの有料の指定ごみ袋をくくりつけ、出してください。束ねるサイズは、長さ 70 cm以下で直径 40 cm以下にしてください（45ℓの袋に入るくらい）。現時点では、束ねるサイズをおよその目安で記載していますので、今後、正式に決定したら、改めてお知らせします。

## 広報、周知について

**Q アパートの住人など、通常、広報が配られていない人たちは、有料化や出し方の変更を知らない。どのように伝えるのか。**

A 皆さんにお伝えする方法として、町の広報、回覧版、ホームページ、メールサービスがありますが、これですべての方に伝わっているとは考えていません。少なくとも、令和 3 年 4 月からごみの出し方が変わることを知ってもらう必要があります。このため、地域のごみ集積所にポスターなどのお知らせを掲示し、ごみを出しに来る人に知ってもらえるようにします。また、指定ごみ袋取扱店においても、掲示していただく予定です。

**Q 疑問や質問はどこに聞けばいいのか。**

A 役場環境課にお問い合わせください。電話、FAX、電子メールなどをご利用ください。回答は、原則ごみ減量化通信でさせていただきますが、お問い合わせいただいたときに回答することもあります。あなたが疑問に思われていることは、他の人も疑問に思っていると思います。ぜひ、ご一報ください。